

土木工事写真管理基準

令和8年4月

新潟市

1. 適用

新潟市における「土木工事写真管理基準」は、新潟県土木工事標準仕様書その2（令和8年1月）「写真管理基準（案）」を準用する。

なお、これによりがたい場合は別途考慮する。

2. 改訂履歴

平成20年9月1日制定

平成29年3月1日全部改正

平成30年4月1日全部改定「新潟県土木工事標準仕様書」を準用

平成30年12月1日一部改定

令和元年10月1日一部改定

令和3年4月1日一部改定

令和4年4月1日一部改定

令和5年4月1日一部改定

令和6年4月1日一部改定

令和7年4月1日一部改定

令和8年4月1日一部改定

読み替え表

土木工事写真管理基準（案）において、語句を下記のように読み替えるものとする。

掲載箇所	読み替え前	読み替え後
基準内共通	「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について（通知）」（令和4年10月12日付け技第703号）	「ICT活用工事における実施要領等の改定について（通知）」（令和7年1月31日付け新技第537号）
基準内共通	「新潟県電子納品実施要領」（令和4年3月24日付け技第801号）	「新潟市電子納品実施要領」（平成28年3月29日付け新技第566号）